

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市市税条例の規定による申告期限の延長【財政局税務部税制課】 2
- 北九州市市税条例の規定による申告等の期限に係る期日の指定【財政局税務部税制課】 3

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【建設局用地部用地管理課】 5

北九州市告示第55号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、同条例第26条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定により令和2年3月15日に到来する期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第56号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第8条第1項の規定により、「令和元年北九州市告示第248号」において別に告示で定めるところとされている期日のうち、次の1に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和元年10月12日から令和2年3月30日までの間に到来するものについて、次の2で指定する期日までとする。

令和2年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定した地域

都道府県名	地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、

篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、
 篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、
 篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、
 篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、
 豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、
 豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、
 穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、
 松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、
 松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、
 松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、
 皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、
 若穂綿内
 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉
 一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から
 六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、
 中、八幡、若宮

2 指定する期日

対象となる期限	指定する期日
平成31年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第3期及び第4期に係る納期限	令和2年3月31日
平成31年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和2年3月31日
平成31年度分の固定資産税及び都市計画税の第3期及び第4期に係る納期限	令和2年3月31日
上記以外の申告等に関する期限	令和2年3月31日

北九州市公告第155号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月6日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機 4台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た金額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局用地部用地管理課

イ 期間 この公告の日から令和2年3月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第6入札室

イ 日時 令和2年3月18日午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建設局用地部用地管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2260